

第 1 回 第10期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 会議録

開催日時：令和 7 年12月15日（月）午後 1 時30分から午後 2 時45分まで

開催場所：たつの市役所 災害対策本部兼大会議室

会議次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 委員長・副委員長選出
- 6 委員長あいさつ
- 7 議事
 - （1）報告事項
 - ①たつの市の介護保険事業の計画と推移
 - ②第10期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の概要
 - （2）協議事項
 - ①計画策定にかかるアンケートの実施
- 8 その他
- 9 閉会

議事要旨

(1) 報告事項

委員長

次第7議事の報告事項1「たつの市の介護保険事業の計画と推移」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料1ページをご覧ください。

はじめに、たつの市の状況として、令和7年10月末現在のデータから報告させていただきます。たつの市の高齢化率は32.5%、65歳以上の方第1号被保険者の要支援・要介護認定率は20.5%です。また、第9期計画で定めました令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の介護保険料の標準月額、たつの市は5,700円で、全国平均、兵庫県平均と比較すると低く抑えられています。

介護保険事業計画では、向こう3年間の第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数、介護サービスの量と費用を見込んだうえで、介護保険料を決定することになります。第10期計画策定に当たっては、第9期計画期間中の実績やその傾向を把握することが重要となります。

それでは、第9期計画の初年度である令和6年度の実績と傾向について報告させていただきます。被保険者数・認定者数について、令和6年度実績値は、いずれも計画値を下回りました。令和5年度実績値との比較では、第1号被保険者数は横ばいですが、認定者数は増加しました。

2ページをご覧ください。認定者数の内訳については、要支援1、2の要支援者が増加しています。状態が重くならないうちに、認定申請をする人が増加していることが考えられます。また、要介護3、4の要介護者が増加傾向にあります。高齢化に伴い、中度から重度の要介護者についても増加していくことが予想されます。

3ページをご覧ください。介護（介護予防）給付費の実績について報告します。令和6年度の給付費の実績について、全体を通していえることは、令和6年度に改定率+1.59%の報酬改定がありましたので、令和5年度の実績値を上回ったサービスが多くありました。その中で、令和5年度実績値を下回ったサービスについては、利用者数や利用回数の減少などが考えられます。居宅サービスの表をご覧ください。令和4年度から令和6年度までの3年間の推移をみますと、「訪問入浴介護」は減少傾向となっています。「訪問看護」、「居宅療養管理指導」は増加傾向となっています。「訪問看護」、「居宅療養管理指導」はコロナ禍に増加したサービスですが、利用は減少することなく、依然として増加傾向にあります。次に地域密着型サービスの表をご覧ください。「地域密着型通所介護」の令和6年度実績値が減少しています。これにつきましては、「地域密着型通所介護」の事業所数が、令和6年度、15事業所から14事業所に減少しました。サービス提供事業所の減少が、実績値減の1つの要因と考えられます。

次に、4ページ施設サービスの表をご覧ください。令和4年度から令和6年度までの3年間の推移をみますと、令和4年度、令和5年度は、すべてのサービスで減少傾向でしたが、令和6年度は、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」については、増加しています。介護予防サービスの表をご覧ください。令和4年度から令和6年度までの3年間の推移をみますと、「介護予防訪問看護」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「介護予防居宅療養管理指導」、「介護予防通所リハビリ

テーション」、「介護予防福祉用具貸与」、「特定介護予防福祉用具販売」など増加傾向のサービスが複数あります。

5 ページをご覧ください。地域密着型介護予防サービスは、対象サービスも少ないですが、利用も少ない状況です。介護給付費は、要介護認定を受けた方が利用したサービスの費用で、3 ページの居宅サービスと地域密着型サービス、4 ページの施設サービスの合計です。令和6年度実績値は、計画値は下回りましたが、令和5年度実績値を上回りました。介護予防給付費は、要支援認定を受けた方が利用したサービスの費用で、4 ページの介護予防サービス、5 ページの地域密着型介護予防サービスの合計です。令和6年度実績値は、計画値、令和5年度実績値とともに上回りました。総給付費は、介護給付費と介護予防給付費の合計です。令和6年度実績値は、計画値を下回りましたが、令和5年度実績値を上回る結果となりました。

委員長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

委員

3 ページ地域密着型サービスの中の「地域密着型通所介護」が、15施設から14施設に減少したのには何か理由がありますか。

事務局

「地域密着型通所介護」というのは、定員が18名以下の小規模なデイサービスのことをいいます。19名以上になると「通所介護」という名称になります。「地域密着型通所介護」で運営されていた事業所が定員数を増やされて「通所介護」の事業所に変更になったことで地域密着型サービスの事業所数が減っています。

委員

ただ単に減ったというのではなく、移行したから数が少なくなったということですね。そのように説明していただくとわかりやすいです。

委員

それから、4 ページ施設サービスの「介護療養型医療施設」給付費の実績値について、令和4、5、6年度全てが0となっていますが、ずっと0なのですか。

事務局

「介護療養型医療施設」につきましては、令和5年度でサービスが廃止されましたので、令和6年度からどこもされていない状況になります。また、たつの市では、令和4年度、5年度は計画値にはあげておりましたが、実績は0という結果になっています。

委員

資料の2 ページの認定者数の内訳について、令和6年度は要介護3、4の方が増加傾向にあるということですが、それは身体的なものか、もしくは認知症なのか、こういった状況で介護度が高くなっているのでしょうか。わかる範囲でよいので教えてください。

事務局

介護度を出す指標として、認知症と身体の方の基準があります。両方に該当される方もいらっしゃいますし、一方が強く出る方もいらっしゃいます。それらを掛け合わせて介護度を出させていただく関係で厳密にどちらの要因で要介護3や4が出ているかということまでは市のほうでも把握が出来兼ねる状況です。

委員長	事務局のほうでわかる範囲で調べていただいて、次の会議のときにでも教えていただければと思います。
事務局	わかりました。
委員長	その他、何かご意見、ご質問があればお願いします。よろしいでしょうか。 それでは続きまして、報告事項２「第10期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の概要」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料６ページをご覧ください。計画の位置付けにつきまして、本計画は老人福祉法第20条の８に規定する老人福祉計画と介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画を一体的に策定するものです。また、第10期計画からは、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に規定する市町村認知症施策推進計画を包含します。また、本計画は、たつの市総合計画、たつの市地域福祉計画を上位計画とし、市のその他の関連計画との整合性を図るものとしします。さらに、国の基本指針に対応したものとするとともに、兵庫県が策定する各種計画との整合性にも留意し、認知症に対する取組においては、国の共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本的な考え方を踏まえたものとしします。 ７ページをご覧ください。計画期間は、令和９年度から令和11年度までの３年間となります。計画策定の体制は、計画策定に当たって、各種実態調査の結果、地域ケア会議等で出された意見から地域の課題、資源等を把握し、原案に反映します。庁内検討会議、策定委員会において、原案の内容について協議・検討を行い、素案を作成して、市民からパブリックコメントによる意見公募を経て、市長へ報告し、計画策定となります。なお、介護保険料については、当該条例の改正案を議会に提出します。 ８ページをご覧ください。計画策定のスケジュールですが、令和７年度及び令和８年度の２か年で計画策定を行います。令和７年度は、各種実態調査を実施し、集計・分析を行います。各種実態調査の結果をもとに、令和８年度から計画内容の検討を進めます。また、策定委員会につきましては、合計５回開催させていただく予定です。第１回の委員会を本日、開催させていただきました。第２回は来年６月頃、第３回は10月頃、第４回は12月頃、第５回は再来年の２月頃開催させていただく予定としています。令和９年３月策定に向けて、どうぞよろしくお願い致します。
委員長	ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問があればお願いします。よろしいでしょうか。 それでは、続きまして議事（２）協議事項に移ります。事務局から説明をお願いします。
(２)協議事項 事務局	資料９ページをご覧ください。市民を対象としたアンケート調査を２種類実施します。「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」です。これらは、第９期計画でも実施したアンケート調査

で、厚生労働省から実施していただきたいといわれており、計画策定に向けて全国のほとんどの市町が実施している調査となります。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定するために実施します。調査対象は65歳以上で、要介護1～5の認定を受けていない方で、調査件数は2,500件で無作為抽出します。

調査項目につきましては参考資料①をあわせてご覧ください。はじめに、申し訳ありませんが、訂正をお願いします。14ページの問9の（4）「認知症予防において重要なことは何だと思いますか」の設問の（選択は3つまで）を（選択はいくつでも）に訂正をお願いします。同じく、15ページの（5）「認知症の方に対する支援として、どのようなことが必要だと思いますか」の設問についても（選択は3つまで）とありますが（選択はいくつでも）に訂正をお願いします。参考資料①には、必須、オプション、独自と表示しています。実際に調査票を配布する際には、これらの表示は外します。必須項目は、全国共通の設問項目で文言や選択肢の変更は原則できないことになっています。また、厚生労働省が示した調査項目をすべて実施することになっています。オプション項目も、全国共通の設問項目で文言や選択肢の変更は原則できませんが、調査項目として採用するか、採用しないかは、それぞれの市町で決めることができます。独自項目は、市独自の設問項目で文言や選択肢は任意に設定することができます。これらの調査項目につきましては、事前に庁内の検討会議で協議し、今回お示しさせていただいています。必須項目は35問、オプション項目は15問、独自項目は16問の合計66問です。なお、厚生労働省から示されたオプション項目は31問ですが、そのうち15問を採用しています。

（独自項目の内容のみ説明）

次に、「在宅介護実態調査」は、高齢者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の在り方の検討に活用するために実施します。調査対象は65歳以上で要支援・要介護認定を受けている方のうち在宅で介護サービスを受けている方で、調査件数は750件で無作為抽出をします。

調査項目につきましては、参考資料②をあわせてご覧ください。「在宅介護実態調査」にはA票とB票があり、答えていただく対象者が異なります。A票は調査対象者ご本人について答えていただく調査票で、B票は調査対象者を介護している主な介護者の方について答えていただく調査票となります。こちらの調査項目も、事前に庁内の検討会議で協議し、今回お示しさせていただいています。必須項目が9問、オプション項目が10問、そして独自項目を1問追加させていただき、合計20問となります。なお、オプション項目は厚生労働省から示された10問すべて採用しています。

（独自項目の内容のみ説明）

なお、2種類の調査の調査期間は、令和8年1月中旬から令和8年2月末日までを予定しており、郵送で配布し返信用封筒で返送していただく方法で回収します。調査票は無記名としますが、集計・分析に年齢、性別、生活圏域、要介護認定の状況が必要であることから、整理番号を付番して配布します。前回の第9期計画までは、調査票に宛名シールを貼り付け、そのまま返送していただく方法をとっていましたが、氏名が

分かる状態では抵抗があるとのことのご意見があったため、今回、10期計画は無記名で実施します。

10ページをご覧ください。介護事業所等を対象にアンケート調査を3種類実施します。「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」、「介護人材実態調査」です。これらは、厚生労働省から実施を検討していただきたいといわれている調査で、今回第10期計画で初めて実施します。

「在宅生活改善調査」は、現在のサービス利用では在宅での生活維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、住み慣れた地域での生活の継続性を高めるために必要な支援やサービス、連携のあり方等の検討に活用するために実施します。調査対象は記載のとおりで、調査件数は12月1日現在市内の37事業所です。調査項目は参考資料③のとおりで、厚生労働省が推奨する内容に変更を加えずに実施します。

「居所変更実態調査」は、介護施設等における過去1年間の新規入所（入居）の状況や退所（退居）の理由等を把握し、施設・居住系サービスでの生活の継続性を高めるために必要な機能や外部サービス資源との連携等の検討に活用するために実施します。調査対象は記載のとおりで、調査件数は12月1日現在市内の30事業所です。調査項目は参考資料④のとおりで、こちらも厚生労働省が推奨する内容に変更を加えず実施します。

「介護人材実態調査」は、介護人材の性別、年齢構成、資格保有状況、過去1年間の採用・離職の状況、介護サービスの提供実態等を把握し、介護人材の確保、サービス提供方法の改善等の検討に活用するために実施します。調査対象は記載のとおりで、調査件数は12月1日現在市内の95事業所です。調査項目は参考資料⑤のとおりで、こちらも厚生労働省が推奨する内容に変更を加えず実施します。

調査期間は、令和8年1月上旬から令和8年2月末日までを予定しており、電子メールで配布し、電子メールに返信していただく方法で回収します。

委員長 基本的に厚生労働省が出したものをベースにして、このアンケートをつくっておられるのですね。

事務局 そのとおりです。

委員長 何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 ニーズ調査の15ページ（5）「認知症の方に対する支援として、どのようなことが必要だと思いますか」という設問では、（選択は3つまで）を変更して（選択はいくつでも）ということでした。認知症の方に対する支援としてどんなことが必要かと考えると、全部が必要だと思います。その中でも特化して必要なことを調査するためにも3つまでのままのほうがよかったのではないかと思います。

委員長 認知症の問題というのは、多因子に渡るとというのが一般的です。どれが重要かというのは一概には言い切れないのですが、人の主観によって3つを選ぶほうがよいということでしょうか。

委員 そうですね。内容的には全部が必要だと思いますが、特化したアンケートにしたほうがよいと思います。

副委員長	特に重要なものということですね。
委員長	これは全部重要なので、特に重要とか、自分にとって必要なものはどれか3つあげてくださいというのであればよいですね。
事務局	「特にどのようなことが必要と考えておられますか」というような形でしょうか。
委員長	そうすると、優先順位ということになります。順位を聞いていると考えたらよいでしょうか。
事務局	わかりました。「特に」を入れさせていただき、選択は3つまでということにさせていただきます。
委員長	では、そのように変更していただいて、選択は3つまでという形で進めていただけたらと思います。その他いかがでしょうか。
委員	アンケートは過去にも実績があったと思います。回収率は今までどうだったか教えてください。 また、参考資料①の問3の（4）ですが、この設問は8020を達成するといった視点ではないかと思います。65歳の方が対象なのでその前の時点で歯が20本あるかということを調査されているのかと思いますが、随分古い感じがします。現在では、65歳以上の方で80歳になったときに、結構な方が歯は残っていると思います。あまりアンケートの内容的には参考にならないと思います。
委員長	兵庫県は歯科衛生の問題を非常に前向きに進めておられます。重要なことですし寿命にも影響します。
事務局	前回のアンケートの回収率についてお答えさせていただきます。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は78.2%、在宅介護実態調査は81.5%となっています。今回の第10期のアンケート調査につきましても、80%以上の回収率を目指して実施をさせていただきます。 調査票5ページの間3の（4）につきましては、厚生労働省から示された必須項目であるため、このまま実施をさせていただきたいと考えています。また、国から設問内容についてのアンケート調査がありますので、その際にこの設問について別の設問のほうがよいのではないかという意見を国に投げかけてみようと思います。
委員長	6ページの「1日3食きちんと食べていますか」の設問ですが、これは歯科と関係するのですか。
委員	歯科の分野ではあまり関係ありません。
委員長	これは栄養状態のことですね。
事務局	栄養の面の設問です。

委員長	年をとるだけでなく認知機能が落ちてくると、食事の回数も減ってきますね。その他、お気づきの点があればお願いします。
委員	8 ページの（14）「自分用の携帯電話・スマートフォン・タブレットなどを持っていますか」という設問にガラパゴス携帯とありますが、ガラパゴス携帯とは何ですか。
事務局	いわゆるガラケーというものです。
委員長	何かわかりやすく表現できませんか。お年寄りにはスマートフォンではなく、ガラパゴス携帯を使っておられる方は意外に多いと思います。液晶画面のタッチ式ではないものをどのようにいえばよいでしょうか。ガラパゴス携帯ではわからないかもしれませんね。
事務局	わかりにくい表現になっているので、注釈を入れるなどして修正したいと思います。
委員長	その他、お気づきの点はございませんか。この場で修正しなければ、このまま進めることになりますか。
事務局	追加でご意見があるようでしたら、今週19日の金曜日までに事務局までご連絡をいただければと思います。
委員長	金曜日までにご意見があればお伝えいただきたいと思います。時間の限りもありますので、このような形で進めさせていただければと思います。よろしくお願いします。 それでは続きまして、その他に入ります。最後にご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特にないようでしたら、議事（1）（2）について終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。